

町立学校給食センター調理等業務委託（長期継続契約）

公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

寄 居 町

1 目 的

本要領は、寄居町立学校給食センターの調理等業務委託を実施するにあたり、契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザル競争に必要な事項を定めたものである。

2 業務等概要

- (1) 件 名 町立学校給食センター調理等業務委託
- (2) 目 的 安全でおいしい給食を安定的に児童生徒に提供し、より良い学校給食を実施する。
- (3) 内 容 寄居町立学校給食センターの調理等
(別添「町立学校給食センター調理等業務委託仕様書」を参照)
- (4) 対象の施設等

施設名	寄居町立学校給食センター
所在地	寄居町大字鉢形208番地1
建築年月	平成14年3月竣工
建物面積	敷地面積 4,814.87 m ² 、延床面積 1,756.95 m ²
システム	ドライシステム方式
調理品目	1献立あたり概ね副菜3品調理 炊飯、パン、麺類は外注 アレルギー対応はなし
配食校数	小学校6校、中学校3校
調理予定食数	約2,100食/日
調理稼働日数	約185日/年

(5) 委託期間

契約締結日から令和10年7月31日まで

(ただし、契約締結日から令和7年8月31日までは、準備期間とする。)

3 予算額

業務等に要する費用の上限は、345,214,100 円とする。

(ただし、消費税額及び地方消費税額を含む。)

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 参加資格

本プロポーザルの公告日において、寄居町入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。

- (1) 学校給食調理業務において、1日当たり1施設2,000食以上の実績を有している者であること。
- (2) 関東圏内(1都6県)に本社又は事業所を有していること。
- (3) 学校給食業務において、過去5年以内に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生管理の対応が確認できる場合は除く。

(4) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく損害賠償責任を履行するため、委託期間を保険期間とし、対人賠償額を定めた生産物賠償責任保険に加入することが可能な者。

(5) 次のいずれの場合にも該当しない者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 寄居町の指名停止措置を受けている者。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- ④ 最近1年間の法人税、消費税及び法人市町村民税を滞納している者。
- ⑤ 寄居町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年寄居町告示第189号）に基づく指名除外の措置を受けている者。

(6) 資格の確認

応募事業者の確認は、参加申込書（様式2号）の提出日を基準とする。ただし、資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

6 応募書類等の公表

実施要領等の公表を次のとおり行う。

- ① 公表期間 令和7年6月16日（月）～令和7年7月8日（火）
- ② 公表場所 町ホームページ
- ③ 公表資料 ア：実施要領 イ：仕様書 ウ：様式集

7 質問及び回答

本実施要領等の内容に関する質問は、企画提案を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 質問方法

質問書（様式1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、FAXにより提出する。

(2) 受付期限 令和7年6月27日（金）午後5時まで

(3) 提出先 寄居町立学校給食センター FAX 048-581-3816

(4) 質問の回答

質問があった場合は、回答を令和7年7月4日（金）までに、町のホームページ上で回答する。なお、電話及び口頭等による個別対応はしない。

8 参加申込書及び提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時まで（土・日を除く）

(2) 提出先 寄居町立学校給食センター

(3) 提出方法 持参又は郵送

※ 郵送の場合は必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。郵便事故等については、町は一切の責任を負わない。

(2) 審査結果の通知

書類審査を通過したものに二次審査について通知する。

一次審査で条件を満たしていなかったものについては、その旨を通知する。

10 二次審査

提案書等について、寄居町立学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記の審査方法に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。

(1) 審査方法

プレゼンテーション及び質疑応答

- ① 選定委員会は、第一次審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及び質疑応答による審査を行う。

・期 日 令和7年7月28日（月）

※時間については、一次審査の結果通知にて通知する。

・場 所 寄居町役場内

・内 容 プレゼンテーション20分と質疑応答10分含めて30分程度

・出席者 応募事業者の出席は3名までとする。

- ② 審査を行う順番は、参加申込書の受付順とする。

(2) 委託業者選定審査基準

- ① 標準的な審査基準は次の項目によるものとする。

	提 案 項 目	配点
1	学校給食に対する基本的な考え	10
2	調理業務実施体制	15
3	業務の安全な運営	20
4	危機管理に対する方針	10
5	衛生管理	20
6	調理従事者等の研修移行準備	10
7	経費削減	5
8	見積書	20
	合計	110

- ② 選定結果の通知

全提案者に対して文書により通知する。

11 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえて、評価点が最も高い事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。なお、最高点を得た者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を優先交渉権者として特定する。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

1 2 提案書等に関するその他事項

(1) 遵守法令等

- ① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- ② 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

- ① 委託料は、令和7年9月分を初回として、月ごとに支払うものとする。
- ② 受託事業者は、委託業務完了報告書を提出し、町による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を町に請求することができる。なお、町が事業者を支払う各月の委託料の額は、各年度委託契約金額をその年度の契約月数で除した額（ただし端数は3月分で調整）とする。
- ③ 町は、所定の当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払ものとする。

(3) 情報公開

町は、提案書等について寄居町情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、選定後の公開とする。

1 3 主な日程（予定）

6月27日（金）	実施要領等に関する質問の受付期限
7月 4日（金）	質問に対する回答
7月11日（金）	業務提案書類の受付期限
7月18日（金）	一次審査結果通知
7月28日（月）	二次審査（プレゼンテーション審査）
7月下旬	二次審査結果通知
7月下旬	選定事業者の決定

1 4 問合せ先

寄居町教育委員会 寄居町立学校給食センター

所 在 地 ： 〒369-1224

埼玉県大里郡寄居町大字鉢形208-1

電 話 ： 048-581-2139

F A X ： 048-581-3816

電子メール ： k s 1 5 3 g @ t o w n . y o r i i . s a i t a m a . j p